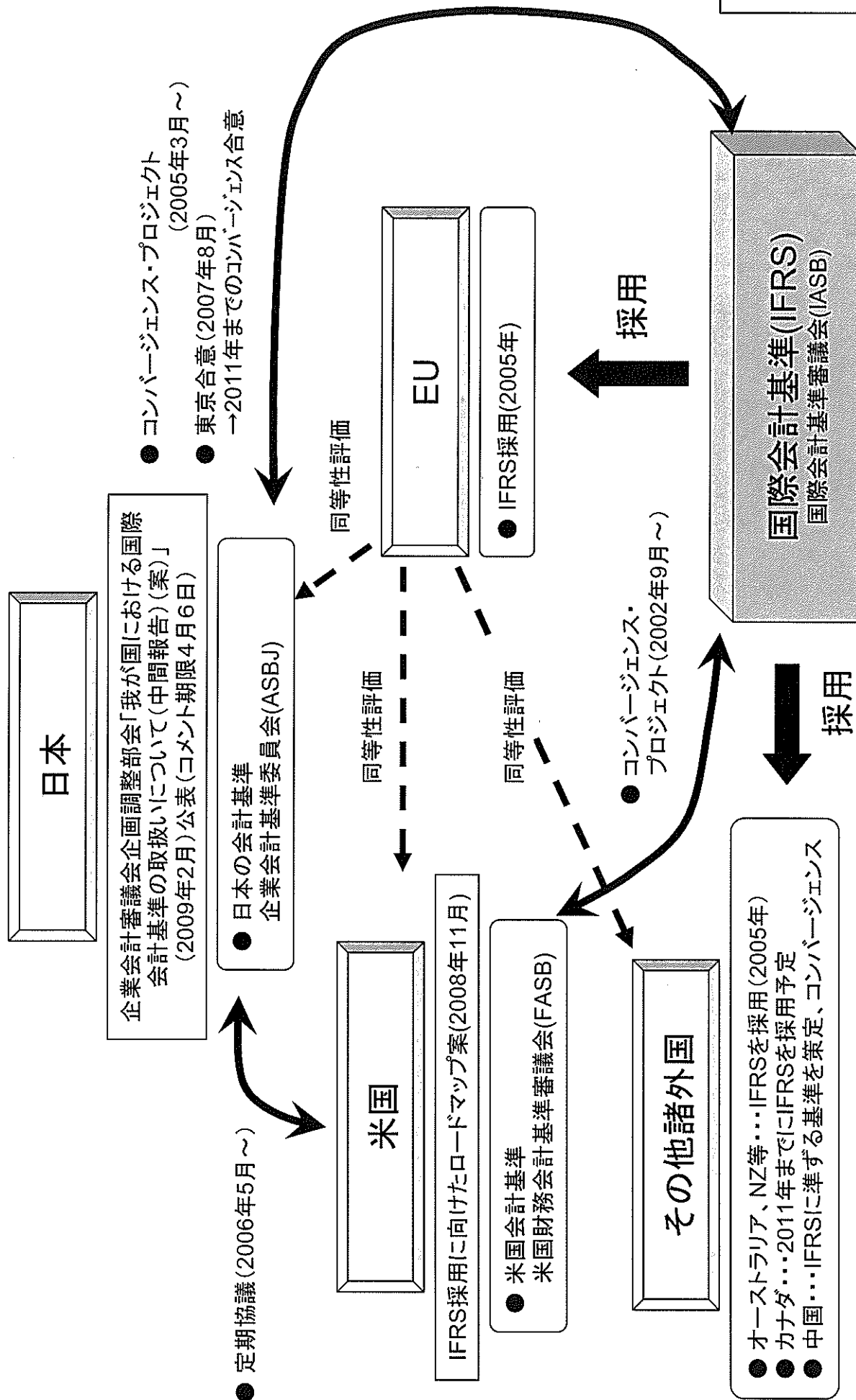
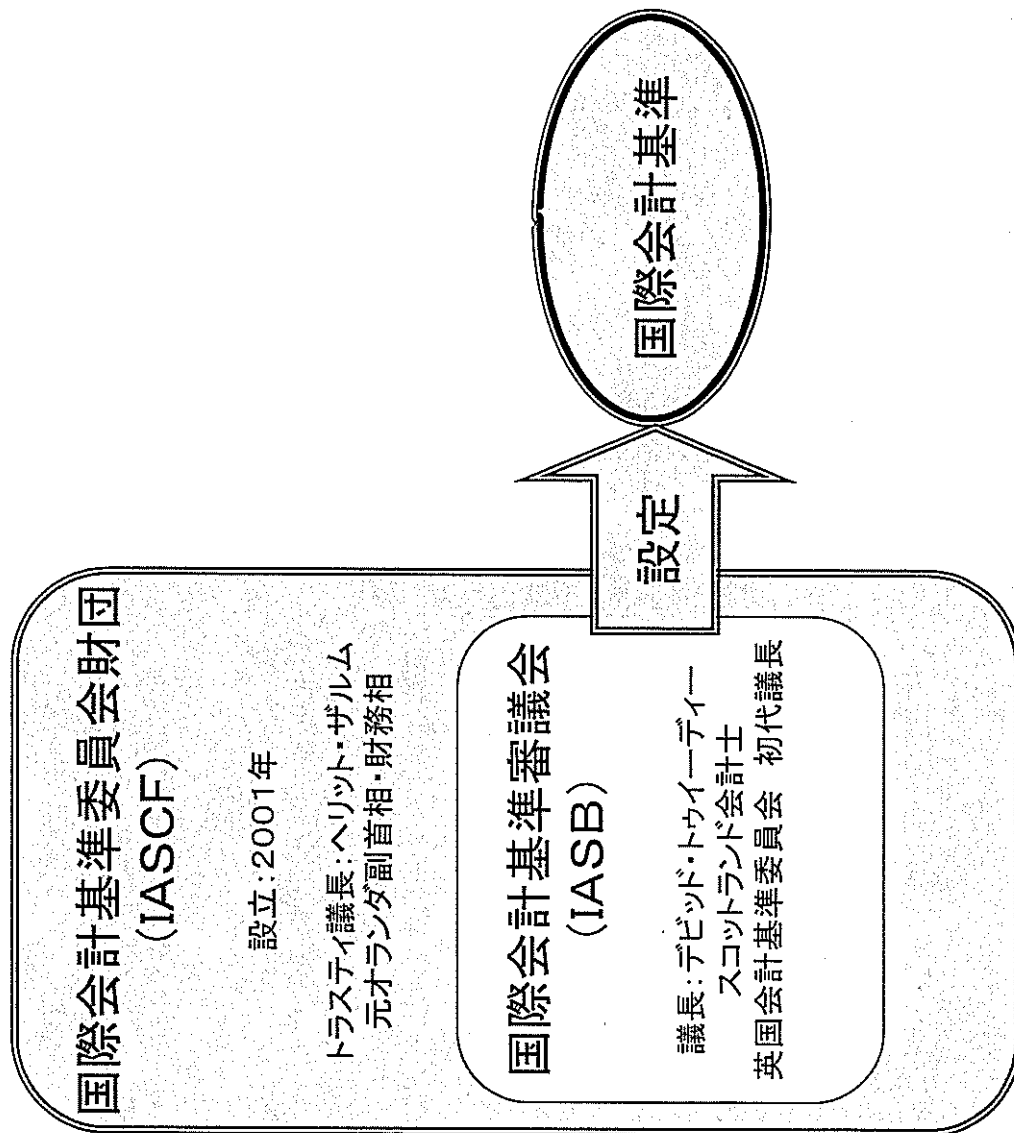


会計基準に関する主要市場の状況

資料 2 - 3



国際会計基準



経緯

1973年 世界の10カ国の会計士団体(含む日本)が、高品質かつ国際的な会計基準の開発を目的し、IASBの前身の国際会計基準委員会(IASC)を設立

2001年 IASCが機構改革され、IASCF及びIASBが活動を開始

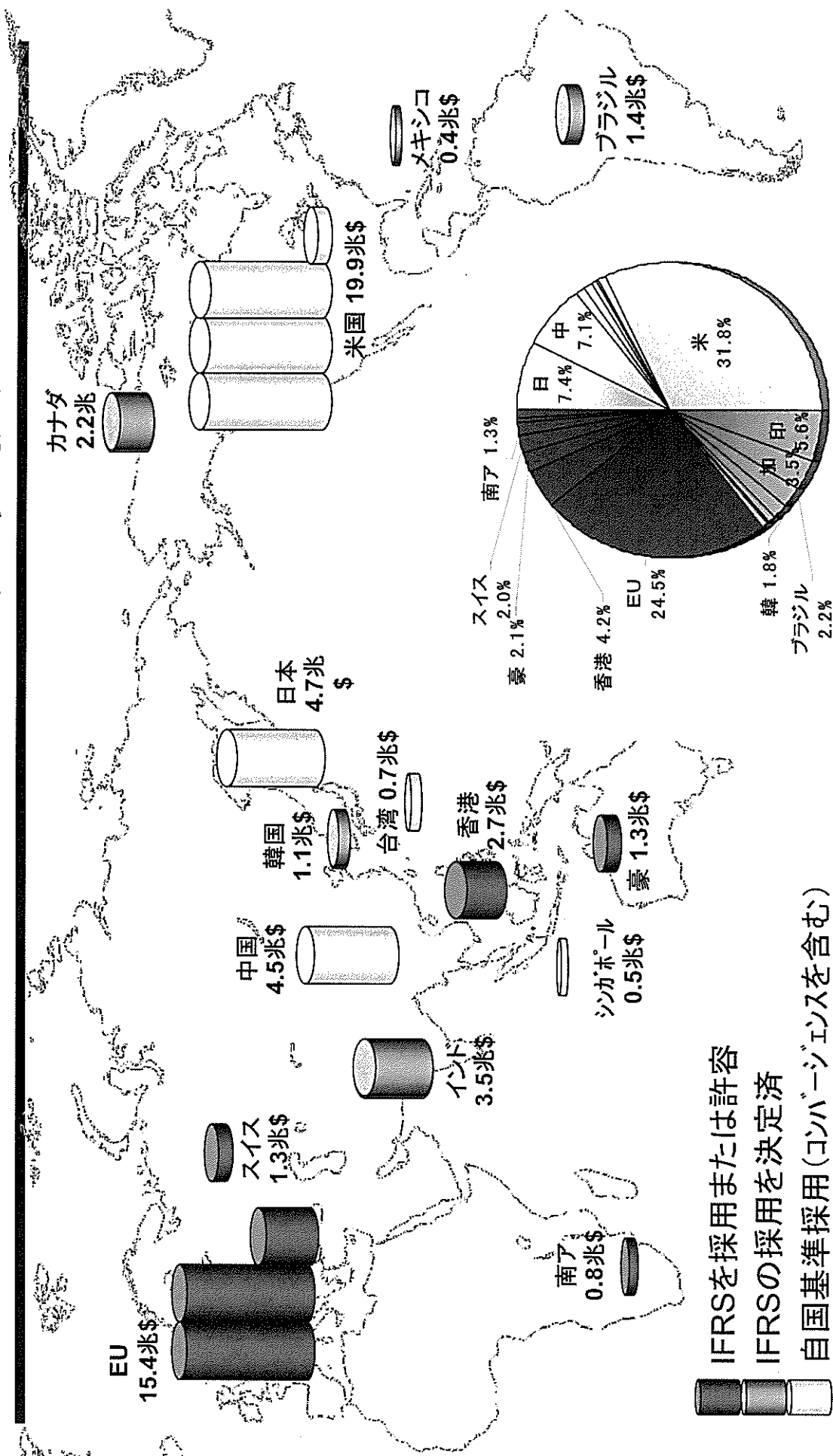
2005年 欧州委員会がEU域内市場に上場する域内企業に国際会計基準の使用を義務づけ

各国の国際会計基準(IFRS)採用状況

		上場企業に対する取扱い
EU		2005年から域内企業にIFRSを義務付け。2009年からは、域外企業に対し、IFRS又はこれと同等な基準のみ容認。
豪		完全なIFRSを豪基準として採用済。
香港		ほぼ完全なIFRSを香港基準として採用済。
シンガポール		大方のIFRSをシンガポール基準として採用済。
中国		2006年2月、IFRSとほぼ整合的な38の新基準を公表。(但し、2008年12月の欧州委の決定において、最終的に国際会計基準と同等との決定は行われていないものの、2012年1月から開始する財務年度以前の期間においては、修正再表示及び会計基準の相違に関する定性的な記述の義務が免除。)
カナダ		2006年7月、2011年1月からIFRSを採用することを決定。
韓国		2007年3月、2011年からのIFRS(韓国語翻訳版)の義務付けを決定。(2009年より任意適用)
ブラジル		2007年7月、2010年からのIFRSの義務付けを決定。
インド		2007年7月、2011年4月からIFRSを採用することを決定。
日本		2005年からASBJとIASBはコンバージェンスプロジェクトを開始。2007年8月、2011年6月までに日本基準とIFRSとの差異を解消する等と内容とする「東京合意」を公表。(2008年12月、欧州委は日本基準について国際会計基準と同等であると決定し、欧州域内において引き続き利用可能としている。)
米国		FASBとIASBは、2002年に相互のコンバージェンスに関する「ノーワーク合意」を公表。 米SECは、2008年11月、米国企業に対して2014年よりIFRS使用を義務付けることの是非を2011年までに決定するというロードマップ案を公表。

(※)2008年12月時点、IFRS採用 89カ国、許容 24カ国、不採用 34カ国 出所: Deloitte IAS Plus (<http://www.iasplus.com/>)

会計基準と市場規模



IFRS採用・許容国データ出典:

Deloitte IAS Plus HPより加工 (<http://www.iasplus.com/>)

コンバージェンスと同等性評価

EU の同等性評価活動 →

EU指令採択 → (03年, 04年)

欧州証券規制当局委員会
による「技術的助言」 → (05年7月)

日-欧州委モニタリング会合開始 → (06年11月)

← 日本のコンバージェンス活動

(05年1月) ← ASBJ(企業会計基準委員会)とIASB(国際会計基準審議会)が、コンバージェンスプログラム開始

(06年7月) ← 企業会計審議会の意見書「会計基準の国際的なコンバージェンスについて」

(06年10月) ← ASBJが工程表を公表

(07年8月) ← 東京合意

(07年12月) ← ASBJが、東京合意に基づいた新たな工程表を公表

欧州委、日本基準の同等性を決定 → (08年12月) ASBJが短期コンバージェンス完了

東京合意 → ASBJは、グローバルな基準設定プロセスに統合化。

- ・ 2005年に、欧州証券規制当局委員会が助言を行った事項については、主要な差異を解消するか、同様の基準を作成する。
- ・ 他の事項の解決のため、2011年6月30日を目標期日とする。
- ・ 国際的基準設定に日本のより大きな貢献を提供するため、協力を強化する。

平成21年1月7日
金融庁

欧州連合(EU)における会計基準の同等性評価について

欧州連合(EU)の欧州委員会は、先般(平成20年12月12日)、会計基準の同等性評価の最終決定を行い、日本の会計基準については、米国会計基準と並び、EUにおいて採用されている国際会計基準と同等であると発表しておりますが、今般、欧州委員会規則及び決定が平成20年12月19日のEU官報に掲載されました。

資料:  概要- 欧州連合(EU)による会計基準の同等性評価について(PDF: 74K)

別紙1:  詳細- 欧州連合(EU)による会計基準の同等性評価について(PDF: 86K)

別紙2:  同等性評価に関するこれまでの金融庁の取組み等(PDF: 58K)

※EU官報は欧州委員会(EC)の[ニュースリリース](#)  よりご覧いただけます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

総務企画局企業開示課

(内線3811、3663)

平成 21 年 1 月 7 日
金 融 庁

欧州連合（EU）による会計基準の同等性評価について

欧州連合（EU）の欧州委員会は、先般（平成 20 年 12 月 12 日）、会計基準の同等性評価の最終決定を行い、日本の会計基準について、米国会計基準と並び、EUにおいて採用されている国際会計基準と同等であると発表しておりますが、今般、下記の欧州委員会規則及び決定を 12 月 19 日のEU官報に掲載しました。

- ・ 目論見書指令（2003/71/EC）を施行する 2004 年欧州委員会規則第 809 号を改正する 2008 年欧州委員会規則 1289 号（12 月 12 日付）
- ・ 第三国の証券発行者による連結財務諸表作成のための第三国の会計基準及び国際会計基準の使用に関する欧州委員会決定（12 月 12 日付）

本規則及び決定では、日本の会計基準については、概要、以下のとおり記載されています。

2007 年 8 月、企業会計基準委員会（ASBJ）及び国際会計基準審議会（IASB）は、日本会計基準と国際会計基準の重要な差異を 2008 年までに、残りの差異を 2011 年までにそれぞれ解消するとの合意を公表した。日本の当局は、EU の発行者の国際会計基準による財務報告に対し、（我が国で公開する場合）数値調整措置を求めている。このため、2009 年 1 月 1 日以降、日本の会計基準については、（EUにおいて採用されている）国際会計基準と同等と考えることが適切である。

米国証券取引委員会によるロードマップ案の概要

- ・ 2008 年 11 月 14 日（金）公表（案の公表は、8 月 27 日に議決）
- ・ 内容は、米国公開する米国企業に対し、国際会計基準（IFRS）の使用について
 - ・ 一部公開企業には、2009 年度からの早期適用を容認
 - ・ その他公開企業への強制適用（2014 年度から段階的）の是非を 2011 年に決定。
- 本ロードマップ案は、そのための要件（マイルストーン）を提示。

2009 年度財務報告からの早期適用

- 一部米国企業（注）に、2010 年に提出される財務報告（＝2009 年 12 月期）に関し、IFRS 使用の選択肢を付与。
(注) 各産業の時価総額上位 20 社（外国企業を含む）の大半が IFRS を使用している産業において、当該 20 社に入る米国企業。
- IFRS 選択的適用の条件（本文では、以下 2 案を併記）
 - A. 適用時において、IFRS1 号（IFRS の初度適用）の規定に従い、IFRS への変更の影響（1 年分）を開示する。
 - B. 米国基準に従った財務情報（非監査）を（移行時だけでなく）毎期、3 年分記載する。→規則案では、案 B を提案。

2014 年以降の段階的な強制適用

- 2014 年度からの段階的適用（注）を念頭に、米国企業に対する国際会計基準（IFRS）の使用の義務付けを行うかどうかを 2011 年に決定。
(注) 2014 年～ 大規模早期提出会社（株式時価総額 7 億ドル以上）
2015 年～ 早期提出会社（株式時価総額 7500 万ドル以上）
2016 年～ その他公開企業
- その際、それまでの要件（マイルストーン）の進捗状況を踏まえて決定。
(注) IFRS の基準内容の改善、投資家や会計士等の教育・訓練、国際会計基準委員会財団（IASCF）のガバナンス・資金調達等
→なお、IFRS 基準設定プロセスへの監視は、モニタリング・グループを通じた間接的なものになることに言及。

今後の予定

- コメント期間は、官報掲載後 150 日間（4 月 20 日）

米国における国際会計基準の選択適用(案)

1. 概要

2008 年 11 月、米国証券取引委員会から米国企業に対して国際会計基準(IFRS)の選択適用を認める規則改訂(案)が公表された。規則改訂(案)で示されている要件等は、以下の通り。

- ✳ 企業が発行する普通株式の市場価格が、産業分類基準に基づいて区分された業種において、世界で上位 20 社以内であり、かつ、当該 20 社において、IFRS が他のどの会計基準よりも多く利用されていること。
- ✳ 上記要件を満たすことを証明するため、企業が SEC スタッフに根拠書類を提出するとともに、「異論がない」旨のレターを入手すること(当該レターはウェブサイト公表され、3 年間有効)。
- ✳ 選択適用をする場合、米国会計基準に基づく財務数値への数値調整(監査は不要)を公表すること。

2. 産業分類基準

規則改訂(案)で提示されている産業分類基準は、以下のうち、いずれかとされている。

① 公的に示されている基準

- ・ 北米産業区分システム(NAICS)における 3 桁のコード
- ・ 標準産業区分(SIC)における 2 桁のコード
- ・ 国際標準産業区分(ISIC)における「部門」レベルのコード

② 公的に示されていない基準

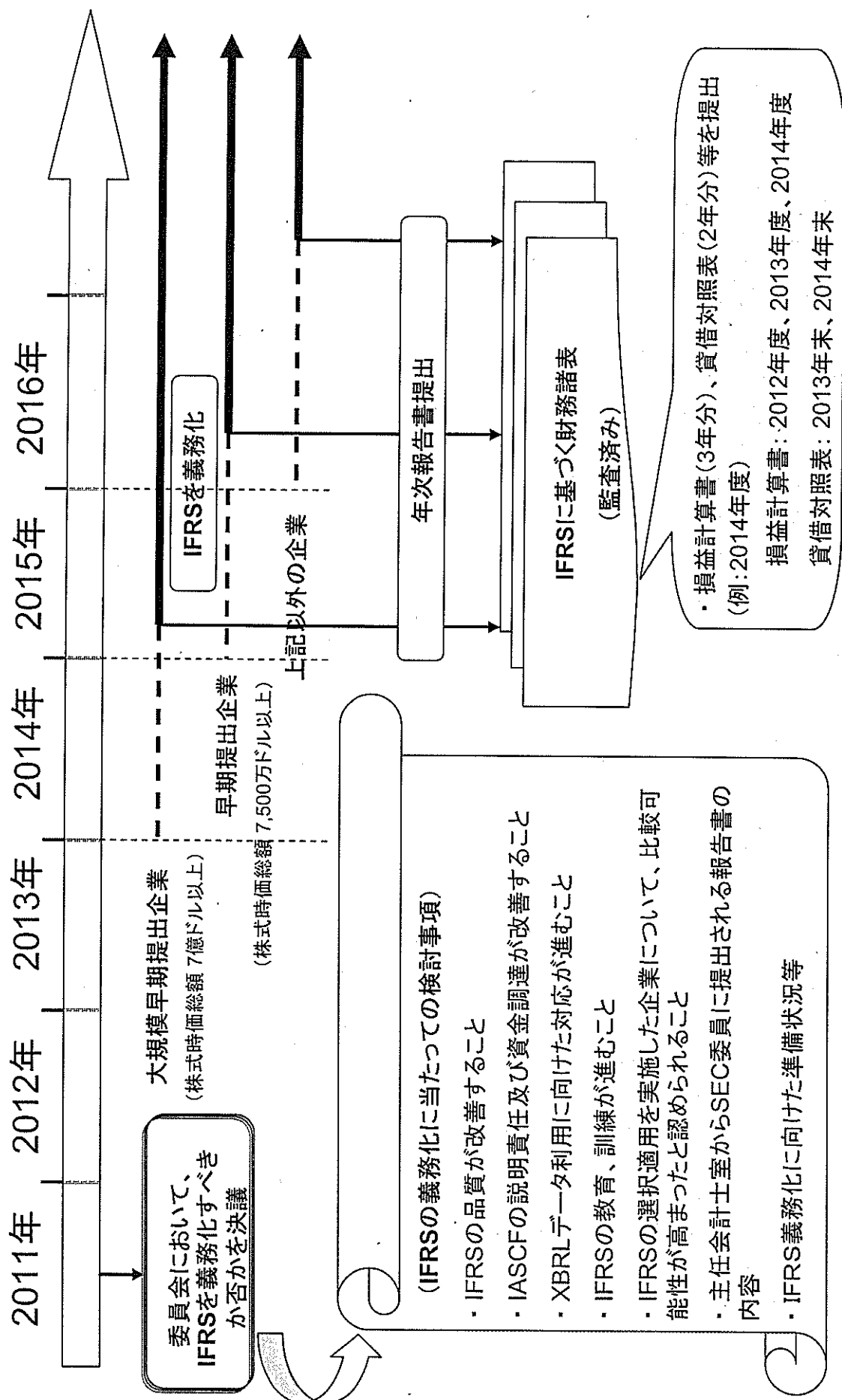
上記以外でも、以下のように、公表され、広く受け入れられているものは、使用可能。

- ・ 産業区分指標(ICB)における部門レベルの分類
- ・ 世界産業区分基準(GICS)における産業レベルの分類

(注)規則改訂(案)で示されている産業分類基準の概要は、以下の通り。

区 分	内 容
NAICS	1997 年から使用されている米国の連邦統計局から公表されている区分。
SIC	1937 年以降、利用されていた区分。1997 年に NAICS に置き換えられたが、SEC は産業分類において、引き続き、当該基準を利用。
ISIC	国連から公表されている区分。
ICB	Dow Jones 及び FTSE から公表されている区分。
GICS	モルガンスタンリー・キャピタル・インベストメント及び S&P から公表されている区分。

米国公開企業へのIFRSの義務化に関する工程表(案)



2008年 2009年 2010年 2011年

8/27 規則改訂案決議

11/14 規則改訂案公表

コメント期間 150日間

委員会において、規則改訂決議

企業が、SECスタッフに自社がIFRS適用要件に合致している旨説明し、SECスタッフが確認すること (レターの入手)

年次報告書提出

IFRSに基づく財務諸表 (監査済み)

IFRS適用の要件

- ・当該企業が、業種において上位20社以内であること
- ・当該業種における上位20社の中で、IFRSが他の会計基準よりも多く利用されていること
- SECスタッフの試算によると、34業種で110社が該当(2007年12月末)

年次報告書提出

IFRSに基づく財務諸表 (監査済み)

年次報告書提出

IFRS適用の要件

- ・損益計算書(3年分)、貸借対照表(2年分)等を提出

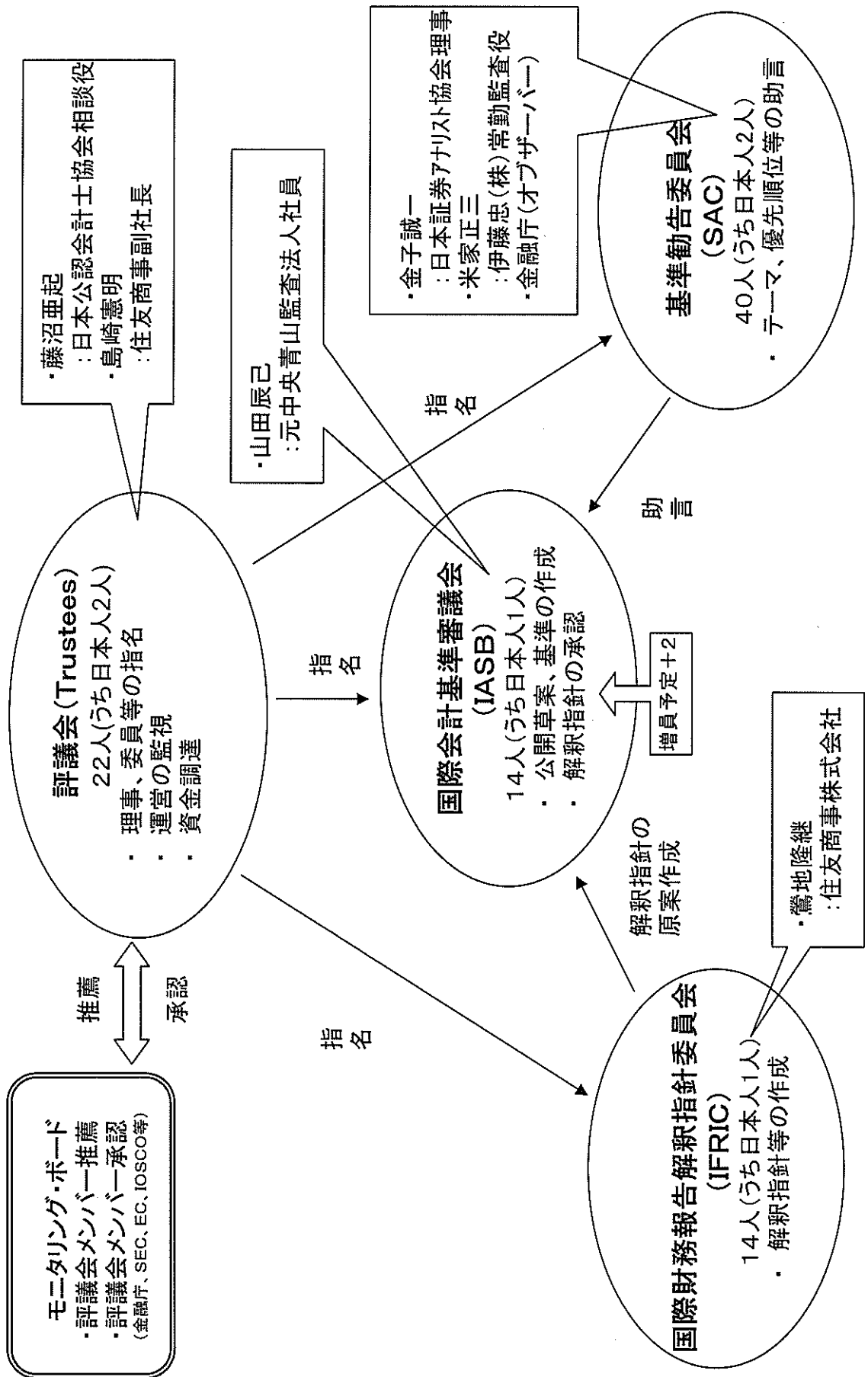
米国基準に基づく金額への数値調整 (非監査)

+

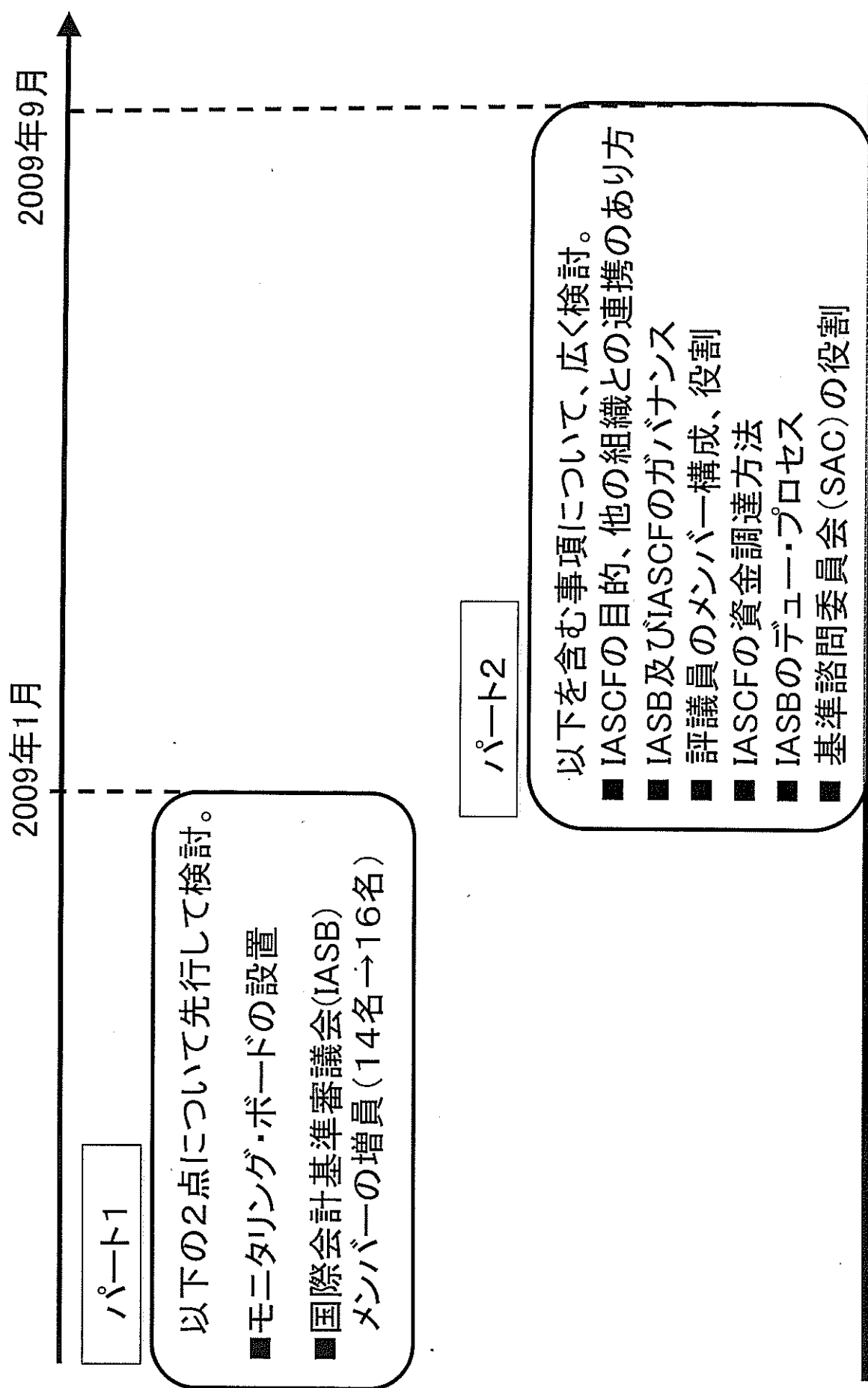
IFRS適用の要件

- ・損益計算書(3年分)、貸借対照表(2年分)等を提出

国際会計基準委員会(IASCF)



国際会計基準委員会財団(IASCF)評議員会による ガバナンス改革のスケジュール



○国際会計基準委員会財団(IASCF)のガバナンス改革

国際会計基準(IFRS)は、EUでの採用(2005年)後、利用が世界的に拡大。

我が国も日本基準と国際会計基準との収れん(コンバージェンス)を進めているほか、
国際会計基準の取扱いに関して、国内で議論を進行中。(注)米国も、同様の状況。

国際会計基準委員会財団
(IASCF: 民間)

評議会

ヘリット・ザルム議長(元蘭財相)
藤沼亜起氏(前日本公認会計士協会会長)
島崎憲明氏(住友商事株式会社副社長)
等、合計22名

国際会計基準審議会(IASB)メン
バーの指名、資金調達など

国際会計基準審議会(IASB)
※国際会計基準(IFRS)を設定

監視機関

「モニタリング・ボード」

監視
評議員の選任の承認

モニタリング・ボード(概要)
(当局)

2007年秋、日米欧等の証券当局が共
同で提案。

(メンバー)

- ・ 金融庁長官
- ・ 米証券取引委員会委員長
- ・ 欧州委員会域内市場サービス担当委員
- ・ 証券監督者国際機構(IOSCO)
 - 専門委員会議長(先進国)
 - 新興市場委員会議長(新興市場国)

2009年1月29日 国際会計基準委員会
財団(IASCF)は定款の改訂を公表
・ モニタリング・ボードの設置を公表

2009年4月1日 ロンドンにて初会合

[英語版はこちら](#) 

平成21年4月3日

金融庁

モニタリング・ボードと国際会計基準委員会財団(IASCF)評議員会との第一回会合について

平成21年4月1日、金融庁を含む当局から構成されるモニタリング・ボードは英国ロンドンにて国際会計基準委員会財団(IASCF)との第一回会合を行いました。また、モニタリング・ボードのメンバーは、議長としてハンス・フーガーホースト氏(証券監督者国際機構(IOSCO)専門委員会代表・オランダ金融市場庁長官)を選出しました。

プレスリリース等は別紙の通りです。

(資料1)  [モニタリング・ボード第一回会合 プレスリリース\(仮訳\)](#) (PDF:103K)

(資料2)  [モニタリング・ボード第一回会合 プレスリリース\(英文\)](#) (PDF:52K)

(参考1) [国際会計基準委員会\(IASC\)財団のガバナンス向上に向けた市場規制当局による取組みについて\(平成19年11月7日\)](#)

(参考2) [公開企業の規制当局による国際会計基準委員会財団\(IASCF\)のモニタリング・グループ設立に関する次のステップの発表について\(平成20年6月18日\)](#)

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

総務企画局企業開示課

(内線3811、3663)

April 3, 2009

Financial Services Agency

Monitoring Board Meets With IASCF Trustees

The Monitoring Board, established by public authorities in January 2009, met for the first time with the International Accounting Standards Committee Foundation (IASCF) Trustees on April 1, 2009. Also, the Monitoring Board members elected Mr. Hans Hoogervorst as the first chairman of the Board. Chairman Hoogervorst represents the Technical Committee of the IOSCO (International Organization of Securities Commissions) on the Monitoring Board and is the head of the Netherlands Authority for the Financial Markets.

 [Monitoring Board Press Release\(PDF:52K\)](#)

Appendix1

[Authorities responsible for capital market regulation work to enhance the governance of the IASC Foundation \(November 7, 2007\)](#)

Appendix2

[Authorities responsible for regulation of public companies announce next steps regarding the creation of a Group to interact with the International Accounting Standards Committee Foundation \(June 18, 2008\)](#)

Contact

Financial Services Agency

Tel +81-(0)3-3506-6000(main)

Corporate Accounting and Disclosure Division, Planning and Coordination Bureau
(ext. 3811,3663)

Financial Services Agency, The Japanese Government

Copyright(C) 2009 Financial Services Agency All Rights Reserved.

(仮訳)

モニタリング・ボードが国際会計基準委員会財団（IASCF）評議員会と会合

初代議長を発表

2009年4月2日 英国ロンドン - 国際会計基準委員会財団（IASCF）の公的説明責任の強化のために公的当局により設置されたモニタリング・ボードは、1日、IASCF評議員会との初会合を開催した。本会合において、参加者は、利害関係団体及び新興国市場の視点が、基準設定プロセスにおいて考慮されることを確保する観点から、基準勧告委員会（SAC）の定款見直しの包括的議論を行なった。また、国際会計基準審議会（IASB）による金融危機への対応、及び新興国経済における国際会計基準の役割について議論が行われた。

モニタリング・ボードの現時点のメンバーは、証券監督者国際機構（IOSCO）の新興市場委員会及び同専門委員会、金融庁（JFSA）、米国証券取引委員会（SEC）である。オブザーバーとしてバーゼル銀行監督委員会（BCBS）がモニタリング・ボードに参加する。各国において国際会計基準の使用を容認又は義務化する証券当局は、モニタリング・ボードを通じ、今後、投資家保護、市場の公正性及び資本形成に関する自らの責務をより効果的に果たすことが可能となる。

その他、モニタリング・ボードのメンバーは、議長としてハンス・フーガーホースト氏を選出した。同氏は、モニタリング・ボードにおけるIOSCO専門委員会代表であり、オランダ金融市場庁長官も務めている。

フーガーホースト氏「モニタリング・ボードと、IASCF評議員会の本日の初会合に参加し、大変嬉しく思う。モニタリング・ボードを通じ、世界の証券当局は、今後、IASCF評議員会とともに、IASCFの運営、方針及び手続に関する厳格な外部からのレビューを行うと同時に、IASBによる基準設定作業の独立性を保持するための手段を得ることになる。このように、モニタリング・ボードは、IASCFが説明責任を果たす上での場を提供するとともに、証券当局がIFRSの実施に関してIASCF及びIASBに意見を述べる上での正式な手段を提供する。」

今回のIASCFとモニタリング・ボードの会合には、ハンス・フーガーホースト、ギレルモ・ラレイン（IOSCO新興市場委員会議長、チリ証券保険監督局委員長）、丸山純一（金融庁国際担当審議官）、メアリー・シャピロ（米国証券取引委員会委員長）、チャーリー・マククリービー（欧州委員会委員）及びシルヴィ・マテラ（バーゼル銀行監督委員会代表）が参加した。

モニタリング・ボードとIASCF評議員会との覚書及びモニタリング・ボードの定款はIASBのホームページに掲載されている。

(<http://go.iasb.org/Press+Releases/MonitoringBoard>)

IASC Foundation Monitoring Board

Press release

Monitoring Board meets with IASCF Trustees; announces first Chair

London, England, 2 April 2009 – The Monitoring Board, established by public authorities in January 2009 to enhance the public accountability of the International Accounting Standards Committee Foundation (IASCF), met yesterday for the first time with the IASCF Trustees. At the meeting, the participants engaged in a comprehensive discussion of the reconstitution of the Standards Advisory Council, with a view to ensuring that the viewpoints of stakeholder organisations and emerging markets are taken into consideration during the standard-setting process. Also discussed were the response of the International Accounting Standards Board (IASB) to the financial crisis and the role of International Financial Reporting Standards (IFRS) in emerging economies.

The members of the Monitoring Board are, at this moment, the Emerging Markets and Technical Committees of the International Organization of Securities Commissions (IOSCO), Financial Services Agency of Japan (JFSA), and US Securities and Exchange Commission (SEC). The Basel Committee on Banking Supervision participates in the Monitoring Board as an observer. Through the Monitoring Board, securities regulators that allow or require the use of IFRS in their jurisdictions will be able to more effectively carry out their mandates regarding investor protection, market integrity, and capital formation.

In other business, the Monitoring Board members elected Hans Hoogervorst as chairman. Chairman Hoogervorst represents the IOSCO Technical Committee on the Monitoring Board and is the head of the Netherlands Authority for the Financial Markets.

Mr. Hoogervorst said, “I was very pleased to participate in today’s initial meeting of the Monitoring Board with the IASCF Trustees. Through the Monitoring Board, world securities regulators will have a means for engaging with the IASCF Trustees to provide a rigorous external review of IASCF operations, policies, and procedures, while at the

same time protecting the independence of the IASB in its standard setting work. As such, the Monitoring Board serves as a forum for IASCF accountability and gives securities regulators a formal means for providing input to the IASCF and IASB regarding the implementation of IFRS.”

The Monitoring Board meeting with the IASCF was attended by Hans Hoogervorst; Guillermo Larraín, Chairman of the IOSCO Emerging Markets Committee and the Superintendencia de Valores y Seguros of Chile; Junichi Maruyama, Deputy Commissioner for International Affairs of the JFSA; Mary Schapiro, Chairman of the US SEC; European Commissioner Charlie McCreevy and Sylvie Matherat, representative of the Basel Committee on Banking Supervision.

The Memorandum of Understanding between the Monitoring Board and the IASCF Trustees and the Monitoring Board Charter can be found on the IASB website at <http://go.iasb.org/Press+Releases/MonitoringBoard>

Press contact:

Ms Imre de Roo.
The Netherlands Authority for the Financial Markets
+ 31 20 797 2073, email: imre.de.roo@afm.nl

IASCF拠出金について

・IASCF

ザルム評議員会議長は、最終的には賦課金(Levy)方式が目標と明言。

・米国

現在は、寄附方式により拠出。

(なお、FASBの活動費は、サーベンス・オクスレー法に基づき上場企業等から徴収したAccounting Support Feeにより賄われている)

・英国

財務報告評議会(FRC)が上場企業からLevyを徴収して拠出。

・独・仏

寄附方式により拠出。

・日本

寄附方式により拠出。

将来的に例えば、上場企業等が財務会計基準機構の会員となることを何らかの形で担保し、その会費の中から賄うという意見がある。
